

精神障害者保健福祉手帳制度について

香川県健康福祉部障害福祉課
平成28年4月現在

精神障害を持つ方が一定の障害の状態にあることを証明するものです。
手帳を持っていることにより様々な支援が受けられます。

対象者	精神障害のため日常生活や社会生活にハンディキャップをもつ方 (ただし知的障害の方は含まれません)	
申請方法	申請者	本人
	申請先	居住地の市役所・町役場の窓口
	必要書類	(1) 診断書による申請の場合 ①申請書 ②診断書(初診日から6か月を経過した日以降の診断書、 かつ記載日から3ヶ月以内のもの) ③写真(縦4cm×横3cm)1枚 ④印鑑 ⑤個人番号がわかるもの (2) 障害年金証書(精神障害が事由のもの)による申請の場合 ①申請書 ②障害年金証書、年金裁定(決定)通知書、振込通知書、同意書 ③写真(縦4cm×横3cm)1枚 ④印鑑 ⑤個人番号がわかるもの (3) 特別障害給付金受給資格者証(精神障害が事由のもの)による申請の場合 ①申請書 ②特別障害給付金受給資格者証、国庫金振込通知書、同意書 ③写真(縦4cm×横3cm)1枚 ④印鑑 ⑤個人番号がわかるもの
	申請には3通りの方法があります	
有効期間	2年間	
障害等級	障害の程度に応じて重度のものから1級、2級、3級まで	
交付の決定	審査のうえ県が決定し、申請した市役所・町役場の窓口を経由して、申請者に手帳が交付されます。	
その他	<ul style="list-style-type: none">●手帳の交付を受けた後、氏名、住所などの変更があれば、変更届けを市役所・町役場の窓口提出してください。●申請書、診断書、変更届は市役所・町役場の窓口や精神科医療機関にあります。●障害1級、2級の方は、65歳から後期高齢者医療制度で障害認定を受け、医療を受けることができます。●平成28年1月から、マイナンバー法(番号法)により個人番号の利用開始に伴い、申請時にマイナンバーの記載と本人確認が必要となっています。	

精神障害者保健福祉手帳で受けられるサービス

1 自立支援医療費と同時申請が可能です

自立支援医療費と同時申請時に限り、医師の診断者緒は、手帳用のみで手続きができます。

2 手続きすれば税の優遇措置が受けられます（手続きが必要です）

措置	内容	問い合わせ先
所得税の障害者控除等	障害者が所得税の納税者本人または、納税者の控除対象配偶者・扶養親族である場合、次の額の障害者控除が受けられます。 ● 1級……40万円（特別障害者）【1級の方と同居している納税者】…75万円（同居特別障害者） ● 2、3級……27万円（障害者）	税務署
住民税の障害者控除等	障害者が住民税の納税者本人または、納税者の控除対象配偶者・扶養親族である場合、次の額の控除が受けられます。 【本人の場合】 ● 1級……30万円【1級の方と同居している納税者】……同居特別障害者控除53万円 ● 2、3級……26万円 ※前年度所得が125万円以下の場合、住民税は課せられません。	市・町税担当課
自動車税・軽自動車税または自動車取得税の減免	手帳1級で自立支援医療（精神通院医療）の給付を受けている方が、通院など（※）のために利用する自動車および軽自動車について、自動車税・軽自動車税および自動車取得税が減免されます。（ただし、上限額があります。） ※自動車税・自動車取得税については、平成26年度から、減免の対象となる用途に「障害者の日常生活（買物、交流活動など）のために使用する自動車」を加えています。 ただし、①この障害者または、障害者と生計が同じ家族の方が所有し、かつ②この障害者と生計が同じ家族の方または、常時介護者が運転する車両1台に限ります。 詳細な要件などについては、右の問い合わせ先に御確認ください。	県税事務所 市・町税担当課
利子等の非課税	● 元本350万円までの預貯金等（マル優） ● 額面350万円までの国債、地方債（特別マル優）	各金融機関
相続税の障害者控除	法定相続人である障害者の相続税額から次に算出した額を控除します。 ● 1級……（85歳に達するまでの年数）×20万円 ● 2、3級……（85歳に達するまでの年数）×10万円	税務署
贈与税の非課税	一定の障害者の方にその生活費、医療費としてその運用益を提供する信託契約（特定障害者扶養信託契約）の形で個人から贈与された6,000万円又は3,000万円までの信託金銭等が非課税となります。	税務署

3 後期高齢者医療制度の医療受給が65歳から受けられます 【問い合わせ先】各市町後期高齢者医療担当窓口

手帳が1級または2級の場合、65歳から障害認定を受けることで、1割の自己負担（ただし、所得が一定以上の方は3割）で、医療を受けることができます。（本人の申請に基づき、広域連合が認定します。）

4 生活保護の障害者加算の認定が受けられます 【問い合わせ先】県（保健福祉）事務所または各市福祉事務所・各町福祉担当課

生活保護受給中で、手帳が1級または2級の場合、生活保護の障害者加算の認定が受けられます。（ただし初診日から1年6か月を経過して交付または更新された手帳に限ります。）

5 NTT番号案内（104番）を無料で利用できます 【問い合わせ先】0120-104174（全国共通）

NTTの営業窓口で申込み、登録をしてください。

〈利用方法〉番号案内を利用するときに、オペレーターに「ふれあい案内」と申し出て、登録した電話番号と暗証番号を教えてください。

6 携帯電話基本使用料等の割引があります 【問い合わせ先】各携帯電話会社

7 タクシー運賃の割引（運賃の1割引）があります 【問い合わせ先】各香川県タクシー協同組合

ただし、豊島及び直島町を除く。

8 バスの運賃の割引（一般普通運賃の半額）があります 【問い合わせ先】各バス会社

実施バス会社：ことでんバス、琴参バス、大川自動車、小豆島オリーブバス、鬼ヶ島観光自動車

9 NHK放送受信料の免除が受けられます 【問い合わせ先】NHK高松放送局

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人がいる世帯で、かつ世帯全員が市町民税非課税の場合は、全額免除が受けられます。また、障害等級が1級の方が世帯主で、かつ受信契約者である場合は半額免除が受けられます。

香川県内の市町で受けられるサービス

市町名	内容	等級	金額など
高松市	障害児福祉金 *高松市に1年以上住所のある20歳未満の方のみ	1、2級	20,000円(年額)
	福祉タクシー助成(タクシー券交付) *高松市に住所がある方のみ(所得制限があります)	1級 2級	年間40枚 年間25枚
	在宅障害者介護見舞金 *1級(20歳~)の在宅の重度障がい者を常に介護している方で、高松市に1年以上住所がある方のみ	1級の介護者	6,000円(月額)
	玉藻公園 市美術館 菊池寛記念館 歴史資料館 高松市営プール	1~3級	入場料の免除
丸亀市	障害者年金 *1年以上丸亀市に住所のある20歳以上の人	1、2級	10,000円(年額)
	障害児年金 *1年以上丸亀市に住民票のある20歳未満の人	1級 2級 3級	22,000円(年額) 18,000円(年額) 10,000円(年額)
	福祉タクシー助成券 *丸亀市に住民票があり、自動車税等の減免措置を受けていない人・施設に入所していない人	1級	年間24枚(月割)
	美術館	1~3級	入館料免除
	コミュニティバス	1~3級	半額
坂出市	就職支度金	1~3級	定額36,000円(1回限り)※別途要件あり
	坂出市循環バス	1~3級	運賃100円→50円
	坂出市塩業資料館 瀬戸大橋タワー 城山温泉 坂出市民美術館	1~3級	入場料の免除 入場料 800円→600円 入場料1,800円→1,600円 入場料の免除
	市民プール	1~3級	入場料の免除
観音寺市	福祉年金 *観音寺市に1年以上住所がある方のみ	1,2級	12,000円(年額)
	世界のコイン館 のりあいバス 萩の湯 すぼっシュTOYOHAMA ちょうさ会館	1~3級	200円→100円(大人)、100円→50円(子ども) 免除 610円→300円(大人) 月会費(レギュラー) 5,250円→2,625円 300円→150円(大人)、150円→50円(子ども)、(付添人も同額)
さぬき市	心身障害者扶養共済制度掛金助成	1~3級	住民税非課税世帯1口のみ全額免除 住民税課税世帯1口のみ半額免除
	コミュニティバス ゆーとびあみろく 春日温泉 カメラ温泉 ツインバルながお	1~3級	200円→100円(平日)、500円→200円(休日) 610円→300円 610円→300円 600円→300円 610円→410円
東かがわ市	翼山温泉 白鳥温泉 ベッセルおおち 引田温水プール 福祉バスの利用	1~3級	400円→200円 400円→200円 630円→480円 400円→200円 1回につき100円
三豊市	心身障害者(児)福祉年金 *1年以上三豊市に住所のある在宅の方	1~3級	12,000円 65歳以上は6,000円(年額)
三木町	心身障害者福祉手当 *1年以上三木町に住所があり、公的年金を受給していない在宅の方	1級 2級 3級	30,000円(年額) 25,000円(年額) 15,000円(年額)
	児童障害福祉年金 *保護者が1年以上三木町に住所がある、20歳未満の方	1級 2級 3級	42,000円(年額) 36,000円(年額) 30,000円(年額)
宇多津町	障害者(児)福祉年金 *宇多津町に1年以上住所がある方のみ	1級 2級 3級	20歳以上13,000円(年額) 20歳未満20,000円(年額) 20歳以上11,000円(年額) 20歳未満18,000円(年額) 20歳以上 9,000円(年額) 20歳未満14,000円(年額)
	角山温水プール *宇多津町、坂出市に住所がある方	1~3級	温水プール・トレーニング室利用料の免除 (介護者1人まで)
綾川町	障害福祉年金 *綾川町に住民票がある方のみ	1級 2級 3級	20歳以上13,000円(年額) 20歳未満50,000円(年額) 20歳以上12,000円(年額) 20歳未満50,000円(年額) 20歳以上10,000円(年額) 20歳未満30,000円(年額)
	もみじ温泉	1~3級	400円→250円 500円→300円
琴平町	障害者福祉年金(20歳以上) *琴平町に1年以上住所がある方	1級 2級 3級	8,000円(年額) 6,000円(年額) 4,500円(年額)
	障害児福祉年金(20歳未満) *琴平町に1年以上住所がある方	1~3級	15,000円(年額)
多度津町	障害者(児)福祉年金 *多度津町に1年以上住所がある方	1級 2級 3級	20歳以上12,000円(年額) 20歳未満20,000円(年額) 20歳以上 9,000円(年額) 20歳未満15,000円(年額) 20歳以上 6,000円(年額) 20歳未満10,000円(年額)
	「食」の自立支援事業 *町内に在住するかたで、何らかの援護を必要とする虚弱又はその他の理由により調理等が困難な方	1~3級	昼食を宅配(週3回以内) 利用者負担額 1食250円
	多度津町立屋内温水水泳プール	1~3級	大人(18歳以上) 500円→400円 学生350円→250円 子ども250円→150円
まんのう町	塩入温泉 仲南健康センター	1~3級	入浴料400円 入浴料300円
	心身障害者福祉年金 *まんのう町に1年以上住所がある方	1~2級 3級	20歳以上11,000円(年額) 20歳未満17,000円(年額) 20歳以上 9,000円(年額) 20歳未満12,000円(年額)

※各市町で確認が取れているもののみを掲載しています。

平成28年4月現在

県内施設、その他の施設等で受けられるサービス

	内容	等級	金額など
県立施設	栗林公園 かがわ総合リハビリテーションセンター（施設：体育館・プール・研修室など） さぬきこどもの国 香川県立ミュージアム 東山魁夷せとうち美術館	1～3級	入園料の免除(介護者) 使用料の免除 有料部門の料金免除(介護者1人まで) 観覧料の免除 入館料の免除
その他	かがわ思いやり駐車場制度	1級	かがわ思いやり駐車場の利用
	国営讃岐まんのう公園 新屋島水族館 ニューレオマワールド イオンシネマ（映画） ソレイユ（映画） 高松空港駐車場	1～3級	入園料の免除（付添い者1人まで）、駐車料金免除 入館料の免除（介護者1人まで1200円→700円） 入園料等半額（付き添い者(20歳以上大人)1人まで） 観賞料1,800円→1,000円（付添い者2人まで） 観賞料1,800円→1,000円（付添い者1人まで） 駐車料金の半額

平成28年4月現在

市町・保健所等窓口

このパンフレットは平成28年4月現在のものです。
詳細については、下記の窓口にお気軽にお問い合わせください。

市役所・町役場窓口

市町精神保健福祉担当		電話番号	市町精神保健福祉担当		電話番号	
高松市	障がい福祉課	087-839-2333	小豆島	土庄町 福祉課	0879-62-7002	
	塩江支所	087-897-0131		小豆島町	健康づくり福祉課	0879-82-7038
	牟礼支所	087-845-2111	木田郡	池田窓口センター	0879-75-0558	
	庵治支所	087-871-3111		三木町	健康福祉課	087-891-3304
	香川支所	087-879-3211		香川郡	直島町	住民福祉課
	香南支所	087-879-3111	丸亀市		福祉課	0877-24-8805
	国分寺支所	087-874-1111	綾歌市民総合センター	0877-86-5510	東かがわ市	福祉課
丸亀市	福祉課	0877-24-8805	観音寺市	社会福祉課	0875-23-3963	
	飯山市民総合センター	0877-98-7953		大野原支所市民係	0875-54-5700	
	坂出市	ふくし課		0877-44-5007	豊浜支所市民係	0875-52-1200
けんこう課		0877-44-5006	三豊市	福祉課	0875-73-3015	
善通寺市	社会福祉課	0877-63-6339		山本支所	0875-63-1000	
綾歌郡	宇多津町	保健福祉課		0877-49-8003	三野支所	0875-73-3111
	綾川町	健康福祉課		087-876-1113	豊中支所	0875-62-1000
		綾上支所住民係		087-878-2204	詫間支所	0875-83-3111
仲多度郡	琴平町	福祉課		0877-75-6706	仁尾支所	0875-82-5100
		健康推進課		0877-75-6723	財田支所	0875-67-0100
	多度津町	福祉保健課	0877-33-4488			
	まんのう町	福祉保険課	0877-73-0124			

保健所・県事務所

名称	電話番号	管轄市町
高松市保健所保健センター	087-839-3801	高松市
香川県東讃保健福祉事務所	0879-29-8263	さぬき市 東かがわ市 三木町 直島町
香川県小豆総合事務所	0879-62-1373	小豆島町 土庄町
香川県中讃保健福祉事務所	0877-24-9963	丸亀市 坂出市 善通寺市 宇多津町 綾川町 琴平町 多度津町 まんのう町
香川県西讃保健福祉事務所	0875-25-2052	観音寺市 三豊市
香川県精神保健福祉センター	087-804-5565	
香川県健康福祉部障害福祉課	087-832-3294	